

<市川市役所道路管理課からのお願いです>

歩道や側溝を含め道路(公道)に



看板などを置くことは非常に危険です！！

お子さんやお年寄りなど歩行者が
“つまずいたり”“引っかかったり”して

“ケガ”のもとになりますので止めましょう。

道路(側溝含む)上の私物設置は道路法令違反です！！

また、広告物は法令・県条例で表示、設置に制限があります。

道路(公道)には、側溝を含め電柱や工事用足場など、
道路占用許可を受けたものを除き、私物を置くことはできません。

なお、広告看板・広告電飾看板につきましては道路に直接置くことを
市川市は許可しておりません。

市では、撤去指導をこれまでも行ってきましたが、店先や宅
地前の側溝などの道路上に、看
板・品書き・のぼり旗・植物鉢
などが置かれているケースが
まだ多く見られます。

道路の通行、舗装や側溝の維
持管理に支障を及ぼす恐れ
のある「物を置いたりする」行為
は禁止されています。

ご協力をお願いいたします。

